

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ＜概要＞

平成 28 年 3 月

鳥栖・三養基西部環境施設組合



# 第1節 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられ、10年から15年先の長期計画を概ね5年ごとに改訂するほか、社会情勢等の諸条件の変動による見直しの際においても行うこととされている。また、国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

鳥栖・三養基西部環境施設組合（以下「本組合」という。）では、平成20年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しており、循環型社会の構築に向けたごみ処理行政を推進するための施策に取り組んでいるところである。

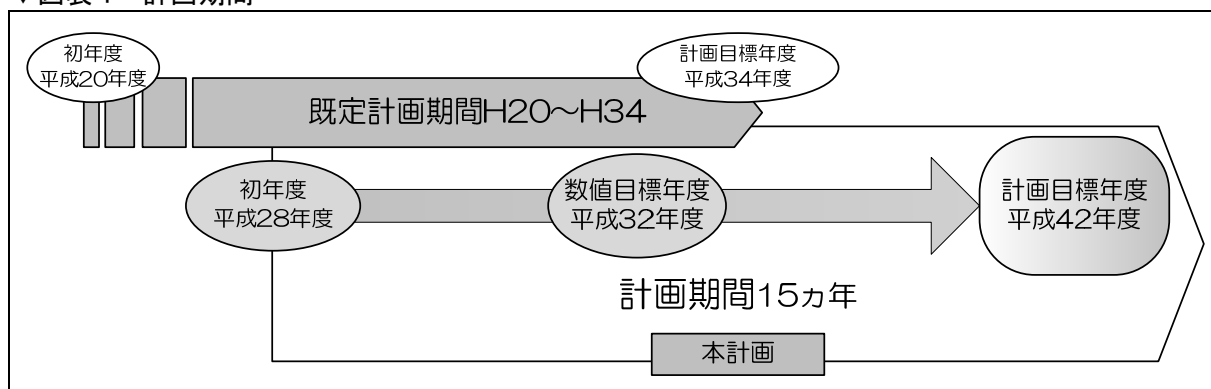
既定計画策定以降、ごみ排出量が大きく変動していることや、本組合のごみ処理施設は、更新を検討する時期となっていること等の社会的情勢の変動を踏まえて、改めて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、今後15年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにするものである。

本計画は、本組合を構成する鳥栖市、上峰町、みやき町の基本方針を包括したものとして策定している。

## 2 計画期間

本計画は、既定計画を見直すものであるため、既定計画の目標年度は踏襲しない方針とする。そのため、本計画の計画期間は、計画初年度を平成28年度、目標年度を平成42年度とした新たな15年間の計画を策定するものである。なお、本計画は、概ね5年または計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に、必要に応じて見直しを行うものとする。

▼図表1 計画期間



## 第2節 ごみ処理の現状と課題

### 1 ごみ排出量の推移

本組合管内におけるごみの年間総排出量は、継続した増加傾向となっている。

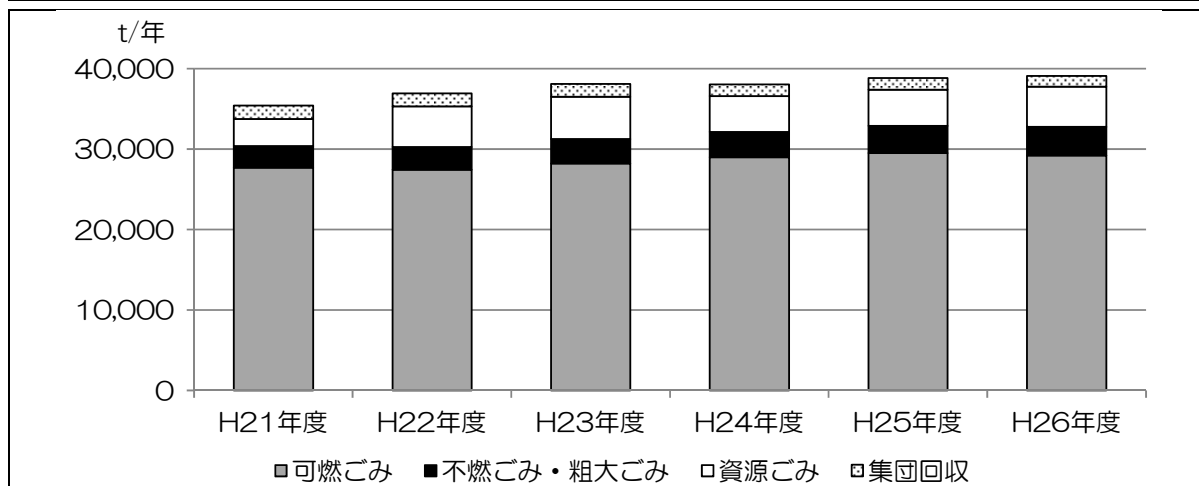
ごみ種類別にみると、平成21年度以降、可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみ及び資源ごみが増加傾向、集団回収は減少傾向である。

家庭系、事業系別にみると、家庭系ごみは概ね横ばい傾向、事業系ごみは増加傾向となっている。なお、事業系ごみの増加は、可燃ごみと鳥栖市の資源ごみの増加が要因となっている。

▼図表2 ごみ排出量の推移

単位：t/年

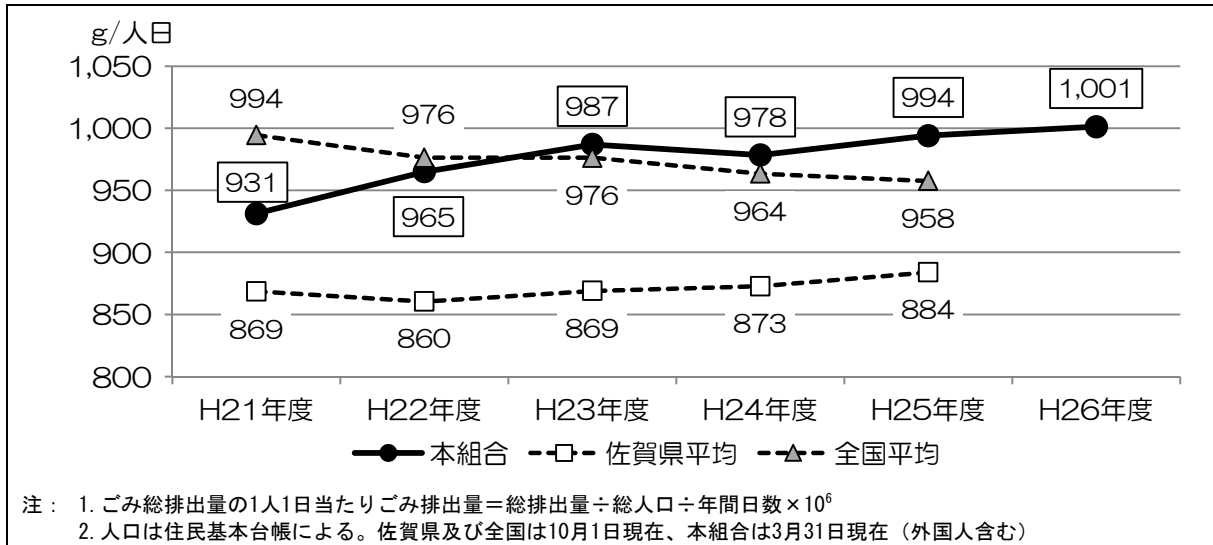
項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
人口（年度末）	104,162	104,869	105,763	106,460	106,989	106,947	
ごみ総排出量	35,408	36,937	38,100	38,021	38,817	39,085	
可燃ごみ	27,697	27,442	28,214	28,992	29,512	29,198	
不燃ごみ・粗大ごみ	2,677	2,839	3,032	3,147	3,355	3,558	
資源ごみ	3,377	5,038	5,281	4,447	4,517	5,009	
集団回収	1,657	1,618	1,573	1,435	1,433	1,320	
家庭系ごみ	可燃ごみ	20,374	19,880	20,079	20,247	20,456	20,231
	不燃ごみ・粗大ごみ	2,477	2,602	2,801	2,936	3,130	3,303
	資源ごみ	3,078	3,075	3,049	2,939	2,543	2,345
	集団回収	1,657	1,618	1,573	1,435	1,433	1,320
	計	27,586	27,175	27,502	27,557	27,562	27,199
事業系ごみ	可燃ごみ	7,323	7,562	8,135	8,745	9,056	8,967
	不燃ごみ・粗大ごみ	200	237	231	211	225	255
	資源ごみ	299	1,963	2,232	1,508	1,974	2,664
	計	7,822	9,762	10,598	10,464	11,255	11,886



## 2 1人1日当たりごみ排出量の推移

本組合管内の1人1日当たりのごみ総排出量は緩やかな増加傾向となっており、平成26年度では1,001gと、佐賀県平均や全国平均より高い値で推移している。

▼図表3 ごみ総排出量推移の全国・県との比較

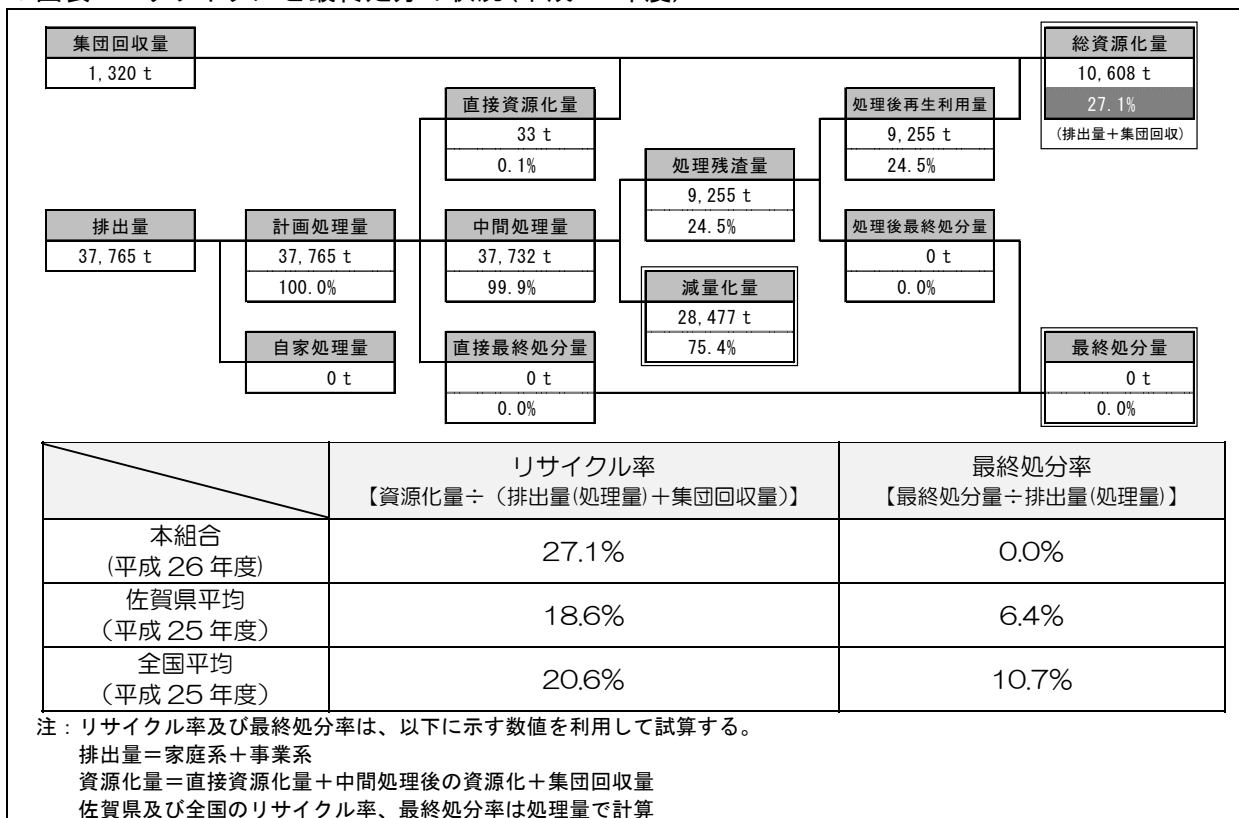


## 3 リサイクルと最終処分状況

本組合管内の資源化量は、集団回収や鳥栖市独自の資源化を含めて平成26年度は10,608t/年で、リサイクル率は27.1%であり、佐賀県平均または全国平均より高い値となっている。

また、本組合では溶融処理等により可能な限り再資源化を行っているため最終処分を行っていない。

▼図表4 リサイクルと最終処分状況(平成26年度)



## 4 ごみ処理に関する課題

### 【ごみの排出に関する事項】

#### ごみの減量が必要

- ・平成 26 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は 1,001g と、佐賀県平均や全国平均と比較して多くなっていることから、ごみの減量化が必要となっている。
- ・家庭系の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は継続した減少傾向となっているが、佐賀県平均や全国平均と比較して多いため、減少傾向を維持していく必要がある。
- ・事業系の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、急激に増加していることから、事業者のごみの減量化や適正処理が必要となっている。

#### ごみの排出方法等に関する各種検討が必要

- ・可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の価格、粗大ごみシールの価格が構成市町で異なっていることから、価格設定に対する検討が必要となっている。
- ・不燃ごみ及びスプレー缶等の取り扱いが構成市町で異なっていることから、分別品目の取り扱いについて検討が必要となっている。

### 【再資源化に関する事項】

#### 分別徹底が必要

- ・可燃ごみには、資源ごみに分類される古紙が多く混入していることから、分別の徹底が必要である。

### 【中間処理に関する事項】

#### 安定的かつ適正処理ができる施設維持が必要

- ・本組合のごみ処理施設は、供用開始から 10 年以上が経過していることから、今後も適正な維持管理及び運転管理を継続することにより、施設の安定稼働を継続する必要がある。
- ・一般にごみ焼却施設の供用年数は 15～20 年間とされていることから、本組合施設についても、将来的な施設整備のあり方を検討する必要がある。

### 【最終処分に関する事項】

#### 最終処分量ゼロの維持が必要

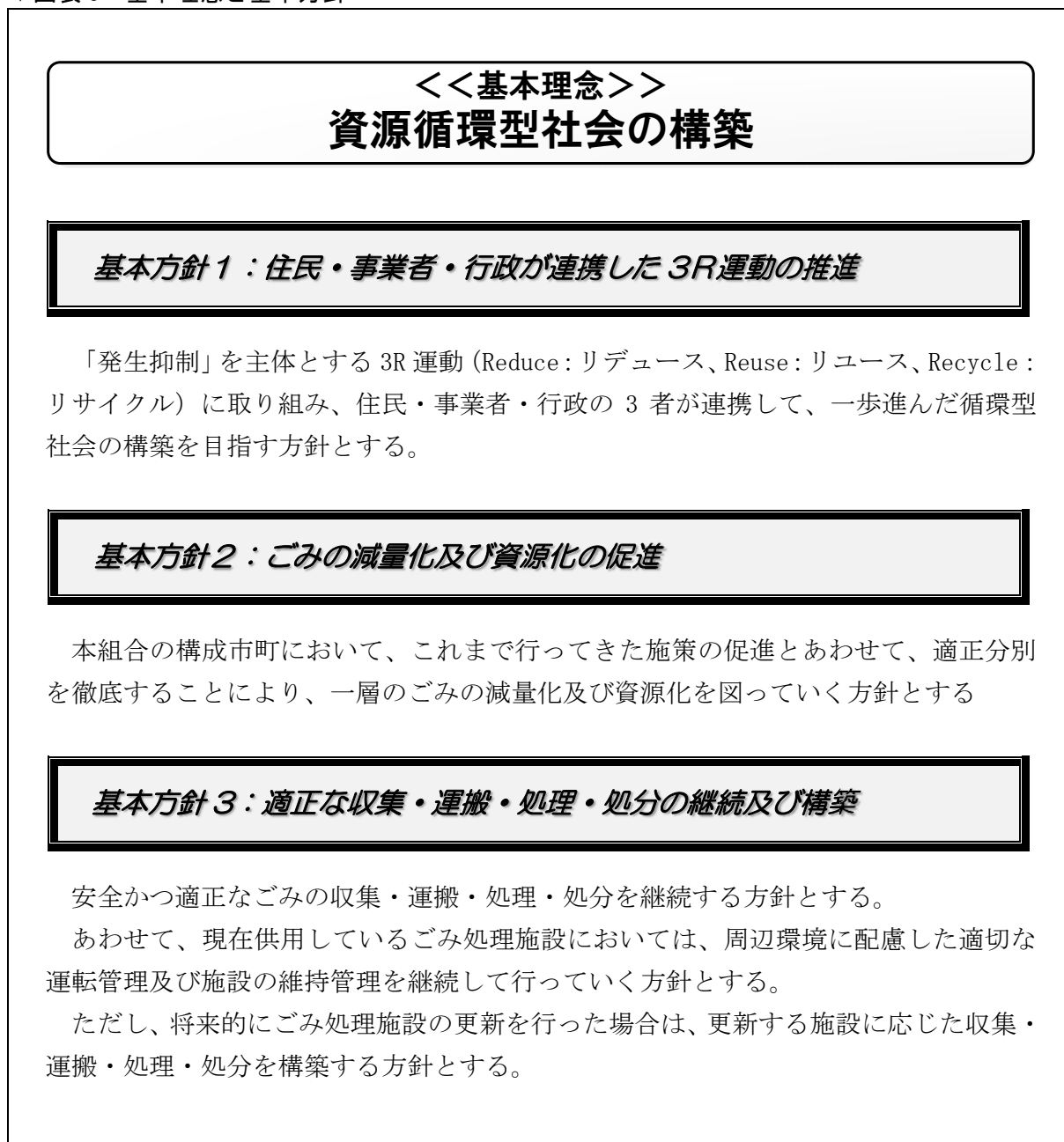
- ・本組合及び構成市町では最終処分場を保有していないことから、今後ごみの減量化や資源化を行っていくことにより、最終処分量ゼロを維持していく必要がある。

## 第3節 ごみ処理の目標

### 1 基本理念

本組合では、「資源循環型社会の構築」を基本理念として、「住民・事業者・行政が連携した3R運動の推進」、「ごみの減量化及び資源化の促進」、「適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築」の3つの基本方針を柱として、循環型社会の構築を目指すものとする。

▼図表5 基本理念と基本方針



## 2 減量目標の設定

本組合の減量目標は、構成市町で定めた減量目標値をもとに設定している。

構成市町で定めたごみの減量化の目標値は、下表に示す内容で家庭系の可燃ごみ、家庭系不燃ごみ・粗大ごみ、事業系可燃ごみに対して減量化を図る計画としている。

▼図表 6 ごみの減量化の目標値の設定

区分	減量化の内容
家庭系可燃ごみ	管内で排出されたごみのうち 19.7%が厨芥類であるため、生ごみの水切りを徹底することによりごみの減量化を図る。
	食品ロス等を少なくすることや、生ごみの堆肥化等を行い、ごみの減量化を図る。
家庭系不燃・粗大ごみ	排出量を近年の実績レベルに抑えることにより、ごみの減量化を図る。
事業系可燃ごみ	排出量を近年の実績レベルに抑えることにより、ごみの減量化を図る。

## 3 資源化の目標値

本組合の資源化の目標値は、減量目標と同様に、構成市町で定めた資源化の目標値をもとに設定している。

構成市町で定めた資源化の目標値は、容易に分別が可能な紙類（段ボール、新聞・チラシ、雑誌）、ペットボトル及び白色トレイ、分別は容易ではないが資源化に貢献できる容器包装プラスチックの適正分別を進めることにより、資源化の向上を図る計画としている。

▼図表 7 資源化の目標値の設定

区分	資源化の内容
段ボール	可燃ごみ中に 3.9%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。
新聞・チラシ	可燃ごみ中に 9.0%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。
雑誌	可燃ごみ中に 5.3%混入しているため、適正分別により資源化の向上を図る。
ペットボトル	適正分別を推進することにより、資源化の向上を図る。
容器包装プラスチック	
白色トレイ	



#### 4 目標値のまとめ

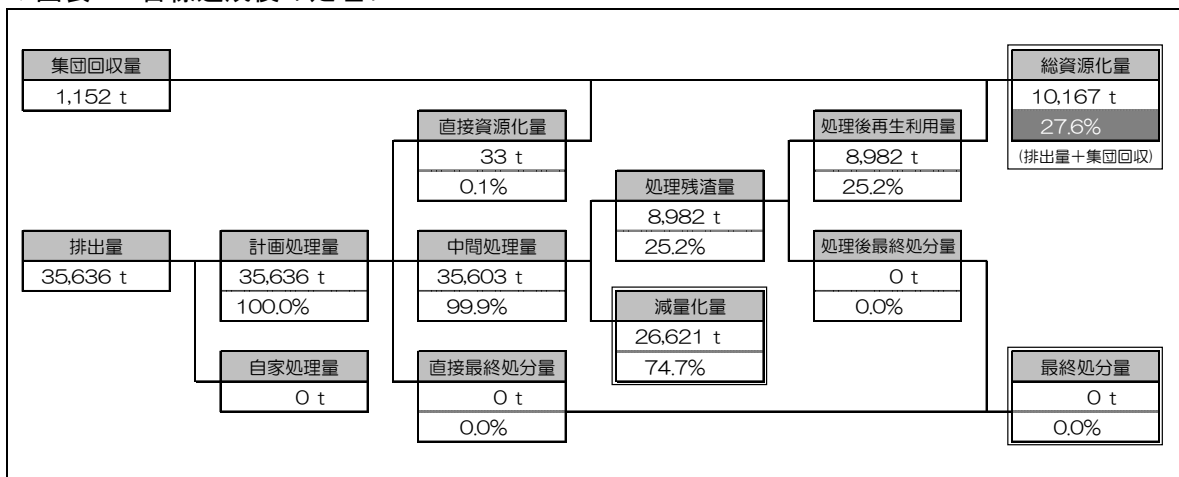
前述したごみの減量化及び資源化の目標達成後の姿は、図表 8 に示すとおりである。

本組合全体として、平成 42 年度で 1 人 1 日当たりの排出量を平成 26 年度実績に対し約 40g 削減する方針とし、適正分別等の推進により再資源化率を 27.6%に向上させる目標とする。

▼図表 8 目標値のまとめ

項目	単位	実績値			中間目標値		最終目標値
		H26年度	H32年度	H37年度	H42年度		
行政区域内人口	人	106,947	105,858	105,451	104,653		
総排出量	t/年	39,085	38,097	37,513	36,788		
家庭系ごみ	t/年	25,879	25,273	24,815	24,291		
直接搬入ごみ	t/年	11,886	11,596	11,513	11,345		
集団回収	t/年	1,320	1,228	1,185	1,152		
減量化率(対H26)	-	-	-2.5%	-4.0%	-5.9%		
1人1日当たり排出量	g/人・日	1,001	986	975	963		
総資源化量	t/年	10,608	10,393	10,271	10,167		
再資源化率	-	27.1%	27.3%	27.4%	27.6%		
最終処分量	t/年	0	0	0	0		
最終処分率	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		

▼図表 9 目標達成後の処理フロー

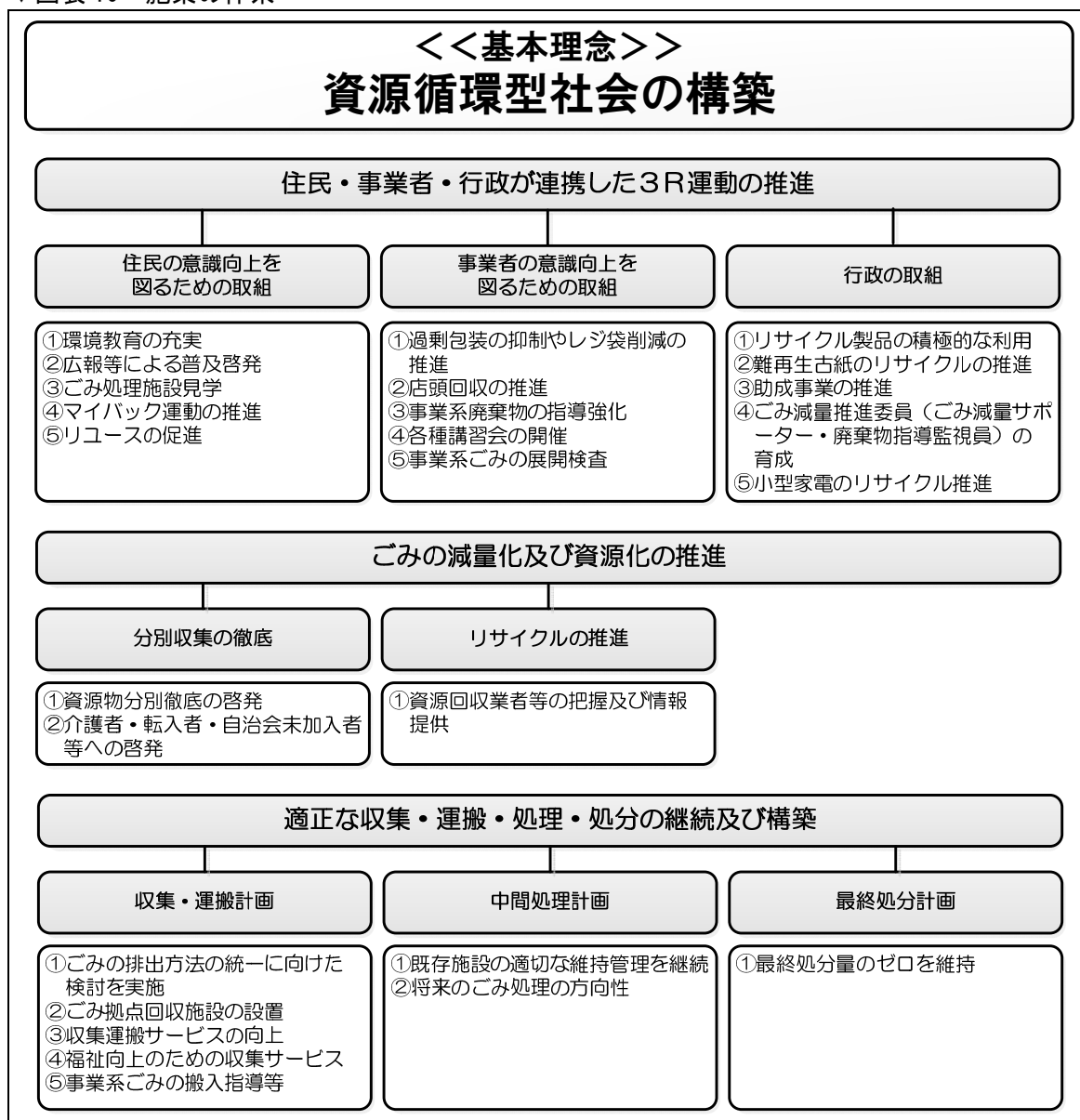


## 第4節 施策

### 1 施策の体系

ごみの減量化や資源化を進めていくために、今後実施または検討する施策の基本フレームは、以下のとおりである。

▼図表 10 施策の体系



## 2 排出抑制計画


ごみの発生・排出抑制は、住民や事業者が積極的に取り組むことが必要である。

そのため、行政は住民や事業者の取組を積極的に支援する方針とする。



ごみ発生・排出抑制目標の達成に向けて、具体的に推進する施策は以下のとおりとする。

### 住民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

▼図表 11 住民の意識向上を図るための取組

施策	内容	取組主体
施策 1 環境教育の充実	ごみ問題等、地域の環境に対する意識を根付かせることを目的に、お祭り等を含めた各種のイベント時に環境ブースを出展し、現在のライフスタイルの見直しや、環境問題への積極的な取り組み協力を要請する。また、小中学校や保育園へ出向き、ごみ問題に関する環境学習を実施する。	本組合・各市町
施策 2 広報等による普及啓発	地域の公民館等でリサイクルやごみの減量に関する講習会を開催し、住民へ「ごみ」に対する関心を高める機会を提供する施策を継続する。 また、適正な分別への協力やごみの減量に関する記事を、構成市町の広報等に掲載する等して、住民へリサイクルやごみの減量に対する啓発や意識の向上を図ると同時に、構成市町や本組合のホームページを活用して、住民が情報を得やすい環境を整える。	本組合・各市町
施策 3 ごみ処理施設見学	小・中学校を対象に溶融資源化センターやリサイクルプラザの各施設見学等の推進や環境教育を普及することにより、環境に配慮した考え方のできる人づくりを進める。	本組合・各市町
施策 4 マイバッグ運動の推進	買い物袋（マイバッグ）の持参は、ごみとなるレジ袋の削減はもとより、買い物袋に入るだけの必要なものしか購入できないため、結果として食べ残し等に繋がるごみの発生を削減できることから、こうした住民の取組を推進する。 	各市町
施策 5 リユースの促進	不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことは、ごみ排出量の削減につながるため、住民団体が行うフリーマーケット等に関する場所の提供や情報提供を行う。	本組合・各市町

▼図表 12 事業者の意識向上を図るための取組

施策	内容	取組主体
<p>施策 1 過剰包装の抑制や レジ袋削減の推進</p>	<p>事業者に対し、過剰包装を可能な限り控える取組に積極的に参加するよう要請する。 本取組を積極的に推進する販売店等については、その活動を広報等により住民に紹介し、企業イメージの向上を手助けする方針とする。また、佐賀県が推奨している「マイバッグ・ノーレジ袋推進店」と連携し、レジ袋削減に取り組む方針とする。</p> 	<p>各市町</p>
<p>施策 2 店頭回収の推進</p>	<p>スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を推進・拡大するように働きかけていく。また、個別にごみの減量化や資源化に取り組んでいる企業については、活動内容を構成市町のホームページや広報等を活用し、住民へ啓発することを検討する。</p>	<p>各市町</p>
<p>施策 3 事業系廃棄物の 指導強化</p>	<p>一定規模以上の事業者を対象に、ごみの減量化や資源化に対する指導を強化し、意識向上を図る方針とする。</p>	<p>各市町</p>
<p>施策 4 各種講習会の開催</p>	<p>事業者に対し、ごみの減量化に関する講習会の開催を計画することにより、事業所へのごみの減量化への取組を広報する方針とする。 あわせて、許可業者に対する講習会を実施することにより、収集運搬の適正化を周知徹底する方針とする。</p>	<p>各市町</p>
<p>施策 5 事業系ごみの 展開検査</p>	<p>許可業者の収集車両に対して、施設にて抜き打ちで収集車のごみを一旦降ろさせ、不適物が混入していないか確認をする展開検査を実施している。本検査により、搬入されたごみに不適物等の混入が認められた許可業者に対して指導を行っていることから、こうした取組を継続する。 あわせて、必要に応じて展開検査の頻度を増やすこと等も検討する。</p> 	<p>本組合・各市町</p>

▼図表 13 行政の取組

施策	内容	取組主体
<p>施策 1 リサイクル製品の積極的な利用</p>	<p>紙類や事務用品等は、グリーン購入法に基づいたリサイクル品を積極的に利用していく。また、住民・事業者に対しても積極的なリサイクル品の利用を啓発する。</p>	<p>本組合・各市町</p>
<p>施策 2 難再生古紙のリサイクルの推進</p>	<p>機密書類等を裁断したシュレッダー屑は、リサイクルが困難なものであったが、近年の技術の進歩により、リサイクルが可能となっていることから、難再生古紙のリサイクルを進めていく方針とする。</p>	<p>鳥栖市</p>
<p>施策 3 助成事業の推進</p>	<p>本組合の構成市町において、ごみの減量化や資源化に有効な施策の一環となる生ごみ堆肥化容器等や集団回収への助成事業を行っていることから、今後も継続して実施するものとする。</p>	<p>各市町</p>
<p>施策 4 ごみ減量推進委員（ごみ減量サポーター・廃棄物指導監視員）の育成</p>	<p>地域住民に対し、ごみの出し方等の指導や助言が行え、同時に地域の声を取り入れる窓口となるごみ減量推進委員（ごみ減量サポーター・廃棄物指導監視員）の取組の継続または導入を検討する。なお、指導に際しては、プライバシーの保護に留意して行うものとする。</p> <p>あわせて、住民団体、事業者、行政が一体となってごみ問題について考えていくための協議会等を必要に応じて発足する。</p>	<p>各市町</p>
<p>施策 5 小型家電のリサイクル推進</p>	<p>本組合のリサイクルプラザにおいてピックアップ方式にて、小型家電製品を回収し、レアメタルのリサイクルを推進していることから、本取組について周知徹底を行う。</p>	<p>本組合・各市町</p>



### 3 再資源化計画

ごみ処理に関する目標を達成するため、具体的に取り組む施策は以下に示すとおりである。

#### ごみの減量化及び資源化の推進

▼図表 14 分別収集の徹底

施策	内容	取組主体
施策 1 資源物分別徹底の啓発	可燃ごみとして排出されたごみには、リサイクル可能な古紙類が多く混入しているため、こうした状況を本組合及び構成市町のホームページや広報等を活用して情報発信し、住民に対して分別の徹底を図る方針とする。	本組合・各市町
施策 2 介護者・転入者・自治会未加入者等への啓発	賃貸住宅居住者や自治会未加入者に対するごみの減量や資源物の分別の周知が課題である。そのため、各市町において転入時の窓口での啓発や、不動産業者や管理業者等を通じた分別の徹底を啓発する取組を進める方針とする。また、介護事業者は、住民に代わってごみ分別をする場合があるため、分別方法等について指導していく。	各市町

▼図表 15 リサイクルの推進

施策	内容	取組主体
施策 1 資源回収業者等の把握及び情報提供	事業系ごみは、事業者自身で資源化を推進する等の取組を行い、排出量の削減を図ることを原則とする。 本組合及び構成市町では、事業者が自ら資源化を行うために必要となる古紙等を取り扱う資源回収業者等を把握すると同時に、こうした回収業者を事業者に紹介するための各種情報提供を行うシステムのあり方を検討する。	本組合・各市町

#### 4 ごみ処理計画

### 適正な収集・運搬・処理・処分の継続及び構築

▼図表 16 収集運搬計画

施策	内容	取組主体
施策 1 ごみ排出方法の統一に向けた検討を実施	可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋、粗大ごみシールの価格や、分別区分である「不燃ごみ」の取り扱い品目が、本組合を構成する市町で異なることから、将来的な統一に向けた各種検討を進めるものとする。	各市町
施策 2 ごみ拠点回収施設の設置	資源回収を促進するため、各種資源ごみを回収できる拠点の設置を検討する。	各市町
施策 3 収集運搬サービスの向上	収集頻度は、これまでと同様の頻度で収集を行う方針とする。一方で、新たな収集ステーションの設置は、住民の要望、収集運搬に関する住民サービスの維持、収集運搬の行政負担のバランスを考慮した上で、判断するものとする。なお、新たに設置した収集ステーションは、地域住民により維持管理を行うものとする。	各市町
施策 4 福祉向上のための収集サービス	介護が必要な住民や障害のある住民に対して、ごみ出しへの支援体制の構築が必要である。特に、粗大ごみは支援の必要性が高いことから、こうした住民を対象とした支援方法、支援体制の構築について検討する。	各市町
施策 5 事業系ごみの搬入指導等	本組合及び各市町は連携して、事業者に対して、ごみの発生・排出削減を指導すると共に、本組合に搬入されたごみについては、必要に応じて展開検査等を行い、分別徹底を指導する方針とする。 また、構成市町では、ごみを多量に排出している事業者に対して、ごみの減量・再資源化等への意識向上を図ることを目的とした指導の強化のあり方を検討する方針とする。 収集運搬の許可については現状を維持する方針である。	本組合・各市町

▼図表 17 中間処理計画

施策	内容	取組主体
施策 1 既存施設の適切な維持管理を継続	今後も現状の処理体制を継続することにより、当施設の効率的な運営及び安定的な処理を維持していくものとする。	本組合
施策 2 将来のごみ処理の方向性	本組合では、将来的なごみ処理の方向性を定めるために、周辺自治体の動向調査や新技術の動向調査を行っていくものとする。 県の広域化計画や近隣自治体の動向も踏まえた上で、本組合を構成する1市2町にとって最も適した処理体制の構築を図る方針とする。	本組合・各市町

▼図表 18 最終処分計画

施策	内容	取組主体
施策 1 最終処分量のゼロを維持	今後ごみの減量化や資源化を行っていくことにより、最終処分量ゼロを維持する方針とする。	本組合・各市町

## 第5節 ごみ処理施設整備

### 1 ごみ処理施設整備

本組合が管理する溶融資源化センターについては、将来更新する方針としている。

今後整備する施設における処理対象物は、以下に示すとおりとし、施設整備方針については、平成28年度以降に詳細な計画を立案する方針とする。

▼図表19 ごみ処理施設

施設区分	処理対象物	施設整備目標年度
エネルギー回収型廃棄物処理施設	可燃ごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物	平成36年度
マテリアルリサイクル推進施設	不燃ごみ、粗大ごみ 資源ごみ (紙類、白色トレイ、布類、廃食品油、乾電池、缶類、びん類、ペットボトル、容器包装プラスチック等)	平成36年度

### 2 施設規模

▼図表20 エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設規模

項目	内容
施設整備計画目標年次	平成36年度
処理対象物	可燃ごみ、破碎選別残渣、災害廃棄物
処理量	可燃ごみ : 27,949t/年 (約76.6t/日) 破碎残渣 : 2,967t/年 (約8.1t/日) 災害廃棄物 : 3,092t/年 (約8.5t/日) ※可燃ごみ及び破碎残渣の合計の10%を想定 合計 : 34,008 t/年 (約93.2t/日)
施設規模	「計画年間日平均量÷実稼働率(0.767)÷調整稼働率(0.96)」 施設規模=約93.2t/日÷0.767÷0.96≒126t/日

▼図表21 マテリアルリサイクル推進施設の施設規模

項目	内容
施設整備計画目標年次	平成36年度
処理対象物	不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ
処理量	不燃ごみ・粗大ごみ : 3,462t/年 (約9.4t/日) 資源ごみ : 2,157t/年 (約5.9t/日) 合計 : 5,619t/年 (約15.3t/日)
施設規模	「計画年間日平均量÷実稼働率(0.68)×変動係数(1.15)」 施設規模=約15.3t/日÷0.68×1.15≒25t/日



## 第6節 災害廃棄物

### 1 対象廃棄物

本計画では、災害発生に伴い平常時に排出されるごみとは異なる対応が必要となる廃棄物を、本計画の対象廃棄物としており、その概要を以下に示す。

▼図表 22 処理対象物

対象区分	内容
家庭系ごみ	一般家庭及び避難所から発生した家庭系のごみ等
粗大ごみ	災害により多量に発生した廃置・家具類等
災害廃棄物	建物等の撤去に伴って発生するコンクリート、廃木材等
適正処理困難物	平常時に収集しないもの、廃家電、アスベスト等

### 2 基本方針

震災、水害時に発生する災害廃棄物の処理に対する基本方針は以下の通りとする。

- 連携スキームに沿った円滑な協力体制を確保する。
- 災害時の迅速な対応を図るため、的確な情報収集を行う。
- 災害発生時のごみ排出方法を周知徹底する。
- 廃棄物の分別を徹底する。
- 処理に当たっては作業者の安全性を確保する。

### 3 災害廃棄物の処理方法

#### 【家庭系ごみ（粗大ごみ含む）】

災害発生時の収集運搬・処理方法に関しての基本的な考え方を示した。

- 一時的に大量の廃棄物が発生するため、これを保管できる仮置き場を設ける。
- 災害により被害が想定される場所への収集ルートを検討する。
- 路上の廃棄物を優先的に収集する。
- 腐敗や悪臭を放つ生活系ごみや置等については早期に処理する。
- 不燃物については、破碎や資源選別を徹底し、埋立処分量を削減する。

#### 【災害廃棄物】

がれきの処理については通行上支障のあるものを優先的に処理する計画とする。また、発生したがれきについては、再利用可能なものは極力活用し、どうしても使用できないものを焼却処理または埋立処分する方針とする。

#### 【適正処理困難物】

適正処理が困難な廃棄物は、組合施設において処理ができないことから、基本的には平常時の対応と同様に排出者の責任で受入可能な処理施設で処分するものとする。

## 4 災害廃棄物の推定方法

災害廃棄物の発生量は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 26 年 3 月）に示された推計式及び原単位をもとに算出するものとする。なお、本計画においては、具体的な被害状況の推定は困難であることから、参考とする発生原単位を整理する。

### 【算出式】

$$\text{災害廃棄物発生量(t)} = \text{地震による倒壊棟数} \times \text{発生原単位} + \text{津波による浸水世帯数} \times \text{発生原単位}$$

▼図表 23 災害廃棄物の発生原単位

項目	南海トラフ巨大地震	首都直下地震
全壊	117t/棟	161t/棟
半壊	23t/棟	32t/棟
床上浸水	4.60t/世帯	-
床下浸水	0.62t/世帯	-

## 5 津波堆積物の推定

津波が発生した際の堆積物の発生量は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 26 年 3 月）に示された下式にもとづいて、発生時に推定を行うものとする。

$$\text{津波堆積物} = \text{津波浸水面積 (m}^2\text{)} \times \text{発生源単位 (0.024t/m}^2\text{)}$$

## 6 火災焼失に伴う建物の減量率の推定

火災焼失に伴う建物の減量率は「災害廃棄物対策指針」（環境省、平成 26 年 3 月）に示された下式にもとづいて、発生時に推定を行うものとする。

▼図表 24 火災焼失による減量率の発生原単位

項目	木造建物	非木造建物
減量割合	34%減	16%減
原単位	78t/棟 (≒117t/棟×66%)	98t/棟 (≒117t/棟×84%)

## 7 水害廃棄物の発生量の推定

水害が発生した際には浸水家屋より大量の粗大ごみが発生することが考えられる。

発生量は、「水害廃棄物対策指針」（環境省、平成 17 年 6 月）に示された下式にもとづいて、災害発生時に推定を行うものとする。

$$\text{【算出式】 水害発生量} = \text{被災家屋数} \times \text{発生源単位 (2t/家屋)}$$

## 8 被災家屋等に関する解体撤去の手順

国庫補助による解体を行う手順は「解体撤去申請の受付→申請事項の確認→現地調査→解体撤去の決定・優先度の評価→解体業者へ発注→完了の確認・支払」となっているため、住民に対して周知徹底を図っていくものとする。